

## 条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 20 年 度
条 例 名	神奈川県障害者施策推進協議会条例		
条 例 番 号	昭和 46 年神奈川県条例第 7 号	法 規 集	第 6 編 第 1 章 第 6 節
所 管 部 局 室 課	保健福祉部障害福祉課		
条 例 の 概 要	障害者基本法第 26 条第 3 項の規定に基づき、神奈川県障害者施策推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。) 	障害者基本法第 26 条第 1 項により都道府県に設置することとされている障害者施策推進協議会について、同条第 3 項の規定に基づき、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであり、必須の条例である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。) 	神奈川県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）は、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び関係行政機関相互の連絡調整を要する事項についての調査審議を行うことを目的に設置されたものであり、本県の障害福祉施策を推進する上で有効に機能している。	過去の開催状況 19 年度 2 回 18 年度 3 回 17 年度 2 回 (17 年度は小委員会を 4 回開催)
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。) 	協議会の委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事するものからなる委員で組織されており、効率的な調査審議が行われている。	障害者団体 6 名 福祉事業経験者等 5 名 学識者 6 名 行政 2 名
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。) 	協議会を原則公開とすることで、「行政システム改革基本方針」及び「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」の考え方に合致している。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。) 	障害者基本法の規定に基づき、神奈川県障害者施策推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見直し結果	改正・廃止の必要はない。  改正・廃止を検討する。	理 由	特 記 事 項
		現行条例の適用上、現時点における課題は見受けられない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>